

(様式1)

平成29年4月3日

原子力規制委員会 殿

高浜原子力規制事務所

統括原子力保安検査官 山西 忠敏

平成29年度保安検査実施方針について

関西電力株式会社高浜発電所に対する平成29年度保安検査実施方針を下記のとおりに定めましたので提出します。

記

1. 基本検査で実施する保安検査の内容

①新規制基準を踏まえた検査

平成25年7月に施行された新規制基準への適合性に係る保安規定の変更が認可された高浜3, 4号機については、認可に際して確認した重大事故等発生時及び大規模損壊発生時における対策が保安活動に適切に反映され、継続的に実施されていることを確認する。また、成立性の確認訓練においては、これまでの訓練での反省点や指摘事項を受けて、訓練方法の改善を図りながら習熟度を向上させているか確認する。

新規制基準の適合性に係る使用前検査が終了していない1/2号機は、特別な保全計画に基づく保安活動について、施設の状態に応じた計画の策定(改訂を含む)及び実施が適切に行われていることを確認するとともに、運転期間延長認可及び新規制基準適合性に係る大型工事について、設計・調達管理(現場工事管理含む)が適切に行われているかを確認する。

②マネジメントレビューに係る検査

経営責任者の積極的な関与の下、マネジメントレビューにおいて組織の実態に照らし、品質方針等の変更の必要性が評価されていること及びマネジメントレビューの結果、組織としての課題が明確にされ、経営責任者から改善が指示されていることを確認する。

③予防処置に係る検査

他の原子炉施設において、点検長期計画未策定による点検漏れ、中央制御室空調換

気系ダクト腐食等の不適合事象が平成28年度に確認された。このような類似事象の発生を繰り返さないように、他の施設において発生したトラブル等の不適合情報や安全対策上の教訓となる運転経験、その他の安全性向上に資する外部の知見を活用する予防処置活動が健全に機能していることを確認する。

④不適合管理に係る検査

昨年2月に発生した「高浜4号機 原子炉トリップ事象」を踏まえた設備更新工事等における設計・調達管理の根本原因分析結果を踏まえた再発防止対策について、その改善状況及び対策の有効性評価結果について確認する。

また、本年1月に発生した「高浜発電所2号機 大型クレーンジブ倒壊事故」を踏まえた調達管理・現場工事管理に関する対策について、その改善状況及び対策の有効性評価結果について確認する。

⑤安全文化醸成活動の実施状況に係る検査

「高浜発電所2号機 大型クレーンジブ倒壊事故」については、「常駐でない請負会社に対する原子力知識・安全上重要な設備に関する教育・リスク管理教育等」が不足していたことも背後要因と考えられる。このため、「社員及び協力会社（常駐でない協力会社含む）社員による日常からの自然環境等のリスクに対する議論・啓発活動を推進する活動」を、次年度の安全文化醸成活動の中の重点施策として取組む予定であることから、その活動状況について確認する。

2. 追加検査で実施する保安検査の内容

該当なし

3. 保安検査実施時期

- (1) 第1四半期：6月上旬
- (2) 第2四半期：9月上旬
- (3) 第3四半期：12月上旬
- (4) 第4四半期：3月上旬